

支 払 基 金
平成 29 年 2 月 17 日

基本マスター（医科診療行為・歯科診療行為）の新設予定
コード及び廃止予定コードについて

このことについて、平成 28 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 52 号において、平成 29 年 4 月 1 日から適用となるもの及び平成 29 年 3 月 31 日まで経過措置とされているものについて、別添のとおりコードを新設及び廃止する予定ですのでお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。